

令和6年(厚)第871号

令和7年10月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、従前の障害等級3級の障害厚生年金の継続支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、眼瞼痙攣による障害の状態が、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当するとして、障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、厚生年金保険法施行規則第51条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出された、a病院A医師作成の令和○年○月○日現症に係る同日付け診断書(以下「現状診断書」という。)を診査した結果、現状診断書の現症日における眼瞼痙攣及びドライアイ(以下、併せて「本件傷病」という。)による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)に該当しなくなったとして、同年○月○日付けで、請求人に対し、同年○月から障害厚生年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、本件再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害厚生年金は、受給権者が厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)以上の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、支給を停止されることとなっている。
- 2 請求人は、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件障害の状態が、厚年令別表第1に定める3級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 (略)
- 2 以下、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 厚年令別表第1は、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の本件傷病に関わると認められるものとしては、「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が挙げられる。そして、上記14号に当たる障害は、厚年令別表第2(障害手当金)に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件として、障害等級3級として取り扱うものであるところ、同別表第2には、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(21号)が定められている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)

が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

- (2) 障害認定基準の「第1 一般的事項」によれば、「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいうとされ、また、障害認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」によれば、「傷病が治らないもの」であって、3級の14号と認定したものについては、経過観察を行い、症状が固定に達したものは、3級の第14号に該当しないものとするとしている。

- (3) 障害認定基準の第3第1章第1節／眼の障害によれば、眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分するとされ、請求人の本件傷病による障害は、その他の障害のうちの「まぶたの運動障害」であると認められるところ、眼の障害によって、「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、①「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のも、②「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のも、③「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え、労働に支障をきたす程度のも、のいずれかに該当する程度のもをいうとされている。

- (4) 現状診断書によれば、本件障害の状態は、最近一年間の治療の内容等は、

「ボトックス投与により状態は一定改善するものの、効果は時間経過とともに低下していくため、定期的なボトックス治療が必要である。」とされ、診療回数は年間8回であり、現症時の矯正視力は、右左とも0.9あり、所見は、前眼部所見が眼瞼痙攣、中間透光体所見、眼底所見が正常、その他の障害が、Vまぶたの運動として、眼瞼痙攣のため開瞼を持続できないとされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、現在の仕事内容として長時間PC業務をしなくてもすむ対応や業務を行っているとのことであるが、仕事上・生活上の動作を行う能力は発病前の半分程度に低下しており、ボトックス治療後、徐々に開瞼を持続できなくなり、手で瞼を上げないと目が開かないこともあるとされ、予後欄は、悪化していく可能性が高く症状は固定していないとされていることが認められる。

そうすると、このような障害の状態は、まぶたの運動障害で障害等級3級に相当すると認められる例示である「眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの」に該当する。

そして、厚年令別表第1所掲の14号に当たる障害は、厚年令別表第2に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件に3級として取り扱うものであるところ、本件傷病が治ったかどうかについてみると、前記のとおり、現状診断書によれば、①最近一年間の治療の内容等として、「ボトックス投与により状態は一定改善するものの、効果は時間経過とともに低下していくため、定期的なボトックス治療が必要である。」とされ、診療回数は年に8回とされていること、②現状診断書とA医師が作成した令和〇年〇月〇日現症に係る同日付け診断書とを比較すると、最近一年間の治療の内容等、その他の障害各欄における記載内容がほぼ同一であること、

本件記録によれば、③本件傷病に係る障害認定日は、平成〇年〇月〇日であるところ、請求人は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に、約3か月の間隔で（令和〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日）ボトックスの投与を受けており、各回の投与量も変わりのないものと認められること等の事情に照らして考えれば、ボトックスの投与によっても一時的な治療効果しか認められない状態が継続しており、現状診断書の現症日において、本件傷病は治った（症状が固定した）状態にあるものと認めることができる。なお、A医師が、現状診断書の予後欄に、「・・・症状は固定していない。」と記載している点については、ここにいる「症状固定」は、医学的な治癒がほぼ期待できないことを述べるものと解され、障害認定基準において定められている症状固定の解釈とは異なった意味内容のものとして用いられており、この文言が記載されているからといって、本件傷病が前記のとおり症状固定していると判断することの妨げにはならないというべきである。

なお、請求人は、審査請求時に、A医師作成のコラーゲンプラグ・イーグルプラグによる治療に対する同意書等を提出しているが、これらによっても、前記の判断が左右されるものではない。

- (5) 以上によれば、本件障害の状態は、厚年令別表第1に定める3級の程度に該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。